

2020年度専攻医募集に係るシーリングの中止を求める意見書

2020年度の専攻医募集にあたり、都道府県ごと及び診療科ごとに募集人数の上限（シーリング）を設定することが日本専門医機構で決定されました。今回の決定は、地域医療に大きな影響を与えるにも関わらず、都道府県の意見を聴くことなく行われたものであり、新専門医制度を地域医療の確保の観点から検証するために設けられた医師法第16条の8の規定の趣旨に反します。

また、今回のシーリングは、機械的に算出された必要医師数に基づき設定されており、地域の実情が全く考慮されていません。本県では、内科・皮膚科・精神科・整形外科・泌尿器科・放射線科・麻酔科がシーリングの対象となりましたが、これらの診療科は現状でも地域の需要に対し供給が不足しています。本県のような医師多数県とされる県であっても、へき地等の地理的条件により医師少数区域となる地域が多く存在しており、地域の中核的な病院においても麻酔科医の不足により、救急時の手術が十分に行えない地域が存在しているのが実態です。

さらに、現在、国及び地方では、大都市圏への一極集中の是正に向け、地方創生の取組みを進めていますが、必要医師数の基礎となった将来人口の推計結果は、将来のあるべき国及び地方の姿を反映したものではありません。本県では今年度から、大学病院や医師会、各拠点病院と目指すべき地域医療の姿を共有し、地域に定着する医師の増加を図るため「熊本県地域医療連携ネットワーク」の構築に向けた取組みを開始しました。今回のシーリングは、こうした地方独自の取組みを全く考慮しておらず、地方の医師少数区域における医師確保をさらに困難にし、へき地等の人口減少を加速させかねない取組みであり、地方創生に逆行するものです。

つきましては、熊本県地域医療対策協議会の意見を踏まえ、医師法第16条の8第3項の規定に基づき本意見書を提出しますので、厚生労働大臣におかれましては、地域医療を守るため、下記の事項を実現いただきますよう強く求めます。

記

- 1 地域の実情を反映していないシーリング導入は、地域医療の崩壊につながる可能性があるため、2020年度専攻医募集に係るシーリング設定は中止すること。
- 2 今後のシーリング導入に係る検討については、地方創生の考え方を踏まえるとともに、今年度医師確保計画を策定する都道府県と十分協議して進めること。

令和元年（2019年）7月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

厚生労働大臣 根本 匠 様